東根市定住促進事業助成金

対象住宅に入居した日から 1年以内に申請が必要です。 忘れずに申請して下さい。

市外から転入した定住世帯へ助成します

定住することを目的に、市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、転入した人に対して助成金を交付します。

【対象住宅】

建築費または購入費が500万円以上の住宅

- ※ 建物の所有が共有名義のときは、他の共有者の持ち分の 購入経費を含みます。また土地建物を一体的に購入した ときは、その金額となります。
- ※ 中古住宅を購入する場合は、<u>リフォーム費用を含め 500</u> 万円以上となります。

【助成対象者】

対象住宅の所有者で、次の<u>全ての要件を満たす転入</u> 者が助成対象者となります。

- ① 転入をした日の前日から起算して過去3年において市内に住所を有していない人
- ② 転入をした日から起算して対象住宅に入居をした日までの期間が3年未満の人
- ③ 本人および同居家族全員に市税などの滞納がない人
- ④ 居住地の自治会に加入した人

【申請期限】

対象住宅に入居をした日から1年以内

【助成対象期間】

<u>令和9年3月31日まで</u>

【助成金の額】

助成金の額は15万円です。

また次の要件に該当する場合、助成金の額に加算されます。

○子育て加算

助成対象者が高校生(18歳)以下の子ども(入居した時点)と 同居している場合・・・・・・・5万円

※3人目以降は、1人増えるごとに1万円が加算されます。

〇地区加算

対象住宅が下記地区にある場合

- ·大富地区、小田島地区·····10 万円
- ·東郷地区、高崎地区、長瀞地区···25万円
- ※令和6年3月31日までに入居した場合は、東郷地区、 高崎地区、長瀞地区の加算額は20万円となります。

〇中古住宅加算

対象住宅が中古住宅(人が住んだことのある住宅)で、

下記地区にある場合

- ·東根地区、神町地区·····20万円
- ·大富地区、小田島地区·····30万円
- ·東郷地区、高崎地区、長瀞地区····35万円
- ※令和6年3月31日までに入居した場合は、東郷地区、 高崎地区、長瀞地区の加算額は30万円となります。

助成家での一般的なイメージと助成金の額 東根市への転入 対象住宅への入居日 助成金申請期限 東根市からの転出 H30.4.1 (転入当初はアパート等に入居でも可) R3.4.2 R6.4.1 R7.3.31 東根市に転入した日の前日から起算して過去3年 において市内に住所を有していない 対象住宅への入居日までの期間が3年未満 対象住宅への入居日までの期間が3年未満 入居日から1年以内に申請

【例】家族7人(うち高校生以下の子ども3人)で長瀞地区内の中古住宅を購入し入居した場合

(基本助成 15 万円) + (子育て加算 6 万円) + (地区加算 25 万円) + (中古住宅加算 35 万円) = 81 万円

◆お申し込み・お問い合わせ 東根市総務部総合政策課地域振興・交流係 TEL: 0237-42-1111 (内線 3120・3121) ・ FAX: 0237-43-2413

E-mail sougou@city.higashine.yamagata.jp



東根市定住促進事業助成金制度

◆助成金の申請には、次の書類が必要となります。

取得住宅への入居日から | 年以内に申請下さい

- ① 記入が必要な書類**…「交付申請書」、「請求書」、「アンケート」**「交付申請書」は訂正可、**「請求書」は訂正不可**です。添付の予備をお使いください
- ②「住民票謄本」(世帯全員の記載があるもの) 東根市役所 I 階、市民課窓口にて取得願います。 ※複数の世帯が同居している場合は、その全世帯分が必要です
- ③ 申請者の「**戸籍の附票**」本籍地の市町村より取得願います。下記注意事項をご確認ください。

転入日の前日から起算して、過去3年において東根市内に住所を有してないことが分かる書類 ※子育て加算に該当する場合は、「戸籍の附票謄本(全員の記載があるもの)」を取得願います。

※取得時に、転入日以前過去3年の住所が確認できない場合(転籍や、婚姻等による筆頭者の変更など) は、戸籍の附票とあわせて、以前本籍地のあった市町村より<u>『戸籍の附票の除票(除かれた戸籍の附票)』</u>を 取得願います。

※当市への転入と同時に転籍し、転籍直後の本籍で取得しても転入前過去3年分の住所確認ができない場合は、以前本籍地のあった市町村より『戸籍の附票の除票(除かれた戸籍の附票)』を取得願います。

- ④ 対象住宅に係る「建築請負契約書(新築の場合)、売買契約書(建売または中古の場合)等の、 新築又は購入したこと及び費用を証する書類の写し」 原本をご持参ください(その場で必要箇所をコピーします)
- ⑤ 申請者と同居家族全員の前年度の納税証明書 ···「令和5年度納税証明書」

※令和 5 年 | 月 | 日現在、住所のあった市町村より取得願います。

納付見込みのもので結構ですが、**納期限到来未納額(納期限を過ぎた未納額)のないもの**をご提出ください。 (納期限到来未納額に金額の記載があった場合はご相談ください)

- ※納税額がある人を除き、幼児・児童・生徒・学生については不要です。(大学生等は学生証写しを添付)
- ※上記以外の非課税·扶養等の人も、証明が必要です! (課税無し・納税無しを確認するため)。

取得する市町村で、課税および納税がない人について「納税証明書」や「納税証明書(課税無し)」等が発行できない場合は、「非課税証明書(課税されていないことの証明)」が必要です。

- ※年度が変わった場合は、必要な納税証明書の年度も変更なりますのでご注意ください。
- ★②·③·⑤の証明書の有効期限について

有効期限を取得日から3ケ月以内とさせていただきますので、申請する時期を考慮して取得願います。

東根市総務部総合政策課 地域振興•交流係

〒999-3795 山形県東根市中央一丁月1番1号

TEL: 0237-42-1111(内線 3121) FAX: 0237-43-2413